平成２１年（フ）第４９号
和歌山県御坊市島92番地７、前住所大阪府和泉市室堂町1024番地の63
債務者　上田　哲也
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第２号
山形県鶴岡市荒俣字鷺沼８番地
債務者　小野寺美穂
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３号
山形県鶴岡市新形町７番39―33号　ベルメゾン２－Ｂ号室
債務者　栗田　純也
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第４７号
群馬県高崎市箕郷町柏木沢1791番地４　ビューパレス岡本103号
債務者　安藤　孝子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１４７４号
京都市北区上賀茂壱町口町28番地、申立時の住所京都市左京区八瀬秋元町572番地
債務者　上林　佳子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６０号
京都市下京区万寿寺通烏丸東入大堀町478番地　藤和シティホームズ烏丸五条1103号
債務者　堀土　寿実
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１６号
京都府木津川市州見台４丁目９番地４　エスポワールⅡ―102号
債務者　西山　威志
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２８３号
京都市左京区丸太町通川端東入東丸太町14番地
債務者　森　　英輝
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４７号
京都市西京区山田平尾町43番地１　ダイアパレスロイヤル京都桂803
債務者　アトリエ・オオタこと太田巳奈子こと太田己奈子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６４号
京都市下京区中堂寺坊城町３番地の１　シャルト五条801号
債務者　三浦真由美
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６５号
京都市左京区吉田近衛町17番地
債務者　池田　裕子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
京都市山科区東野舞台町１番地　関西タクシー株式会社内
債務者　安原　由哲
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５５７号
香川県さぬき市鴨庄字真如堂1131番地21、住民票上の住所香川県高松市高松町2415番地24
債務者　森本　夕紀（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５７８号
香川県高松市昭和町２丁目16番３号　ホワイトヒル昭和305号、住民票上の住所兵庫県明石市魚住町住吉２丁目26番４号ベネフィス魚住Ⅰ―105号
債務者　家永　孝夫
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後２時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１３号
香川県高松市西宝町２丁目８番15―201号市住
債務者　植田　一義
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第７４号
福井県三方上中郡若狭町南前川第32号34番地
債務者　豊田　恵美
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第８６５４号
大阪府東大阪市吉田７丁目５番32号　第一寺尾マンション15号
債務者　高鍋トシエ
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部